

知的財産権のマネジメント

— 権利保護関係の視点からの分析 —

長岡 壽 男・増本 貴 士・上田 昌 史

RCSS

文部科学省私立大学学術フロンティア推進拠点
関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター

Research Center of Socionetwork Strategies,
The Institute of Economic and Political Studies,
Kansai University
Suita, Osaka 564-8680 Japan
URL : <http://www.rcss.kansai-u.ac.jp/>
<http://www.socionetwork.jp/>
<http://www.policygrid.jp/>
e-mail : keiseiken@jm.kansai-u.ac.jp
tel. 06-6368-1177
fax. 06-6330-3304

知的財産権のマネジメント

— 権利保護関係の視点からの分析 —

長岡 壽男・増本 貴士・上田 昌史

RCSS

文部科学省私立大学学術フロンティア推進拠点
関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター

Research Center of Socionetwork Strategies,
The Institute of Economic and Political Studies,
Kansai University
Suita, Osaka 564-8680 Japan
URL : <http://www.rcss.kansai-u.ac.jp/>
<http://www.socionetwork.jp/>
<http://www.policygrid.jp/>
e-mail : keiseiken@jm.kansai-u.ac.jp
tel. 06-6368-1177
fax. 06-6330-3304

知的財産権のマネジメント¹
－ 権利保護関係の視点からの分析 －

長岡壽男^A・増本貴士^B・上田昌史^C

要約

知的財産権については、既に多くの論者が様々な考え方を提示しているが、多くの場合、特定の領域のみに集中していたり、総括的に記述していたりとまとまりがない場合が多い。

本稿では、このような反省をふまえ、知的財産権の権利の公開度合いを分析の中核に据えて、典型的な3例を分析することでその全容に迫る。

まず、第1節では、主として金融機関における事例をもとに、知的財産権をできるだけクローズな環境下でマネジメントする場合を検討する。このところ、金融機関でも知的財産管理に活発な動きが見られる一方で、情報漏洩事件が多発し、管理の強化が喫緊の課題となっている。第2節では、知的財産権を公開・課金する場合として、放送メディア産業(NHKアーカイブスの事例)を取り上げ、放送コンテンツ処理をめぐる著作権問題について論じ、放送コンテンツビジネスの今後を展望する。第3節では、内容も権利も公開された事例として、オープンソースソフトウェアのライセンスと知的財産について考察する。

最後に、実務経験者、メディア産業論、経済学の各研究者との多様な視点からの分析を受け、知的財産権のマネジメントに関する新たな論点と課題を提示する。

キーワード: 知的財産権、情報漏洩、コンテンツ管理、オープンソースソフトウェア

¹ 本稿は、2004年4月から半年間、関西大学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センターにおいて開催された「知的財産権マネジメント研究会」で議論されたことを中心に、2004年9月18日・19日に久留米大学で開催されたオフィス・オートメーション学会で、長岡・増本・上田が発表した内容を付加して、作成されたものである。

^A 関西大学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センター研究員

^B 関西大学大学院総合情報学研究科博士後期課程在籍

^C 関西大学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センターポストドクトラルフェロ

Some Issues of Management for Property Rights

- Management for Information, Contents, and Open Source Software

Hisao Nagaoka, Takashi Masumoto, Masashi Ueda

Summary

The intellectual property rights have been discussed from various points of views by different specialists. But most of them specially focused on parts of this field or were general descriptions.

Taking out the incomprehensibility of antecedent studies, we analyse typical three elusive topics by the axis "openness" of them to grasp the core of them.

First of all, the first section mainly examines the intellectual property rights based on the case in the financial sector and examines the case to manage under closed environment. Various information leakage cases often happen while active movement is seen in managing an intellectual property also in this industry. So reinforcement for information management would be one of the most important issues. In the second section, we pick up the broadcasting media industry, specially focusing on the case of 'NHK Archives', whose contents are open to the public and are charged by certain contracts, mean bundles of intellectual property rights. Then the copyright problem over the broadcasting contents processing is discussed and the future of the broadcasting contents business is viewed. In the final section, we consider the licenses and the literary property of open source software as a case where the content and the right are open to the public.

Finally, the analysis from various aspects of the business experienced person and each researcher of the industry theory of media and economics is received, and a new point under discussion and the problem concerning the management of the intellectual property right are presented.

Keywords: Property rights, information leakage, contents management, open source software

はじめに

知的財産権について、今日ほど注目される時代はかつてなかった。知的財産権は、一口でいうならば、「人間の知的・精神的活動によって生じた無形の財産—創作物—に関わる権利」といえる²。このうち、一般的に、産業目的に寄与するものを「工業所有権（広義）」、文化目的に寄与するものを「著作権（広義）」と大別される。前者には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、そして不正競争防止法上の権利などがある。後者には、著作権（狭義）と著作者人格権があり、近年では、「著作権（狭義）」を、その財産的な意味合いから「著作財産権」ということもある。こうした権利の保護が必要となってきたのは、社会の高度化が進み、情報通信技術などの進歩のなかで、これらが重要な役割を担っていることから、保護する必要性がますます高まってきたといえる。

もちろん、特許制度など知的財産にかかる歴史を振り返れば、ルネッサンスや産業革命のような時代の変革期に、大きな役割を果たしていることが明らかで、日本においても、福沢諭吉の著作権確立運動がある。この運動は、コピーライトを版權と訳して世間に紹介し、今日の著作権に当たる制度を築くのに貢献したといえよう。当時、福沢の著書について、偽版無断出版が相次ぎ、これを阻止する狙いがあったと考えられる³。新しい時代を築いていく過程で、知的財産の保護問題は、古今東西を問わずあったといえる。

今日の日本においても、社会環境の変化にあわせて、知的財産の評価について再認識されているところである。政府は知的財産立国を目指し、社会制度ならびに法の整備に努めている。知的財産の強化や活用により、わが国の経済的繁栄に結びつける新しい産業政策の立案を目的としている⁴。企業においては、知的財産権の確保と権利の行使により、企業活動を活発化させるとともに、自社の収益増強に努めている。また、大学や研究機関においても、産業界との連携を進め、知的財産の活用を図り、社会の発展に寄与しようとしている⁵。

このように、各方面において、知的財産権に関する諸問題への取り組みが活発に行われているのは、現代の高度情報化社会への大きな変革と、密接な関わりがあると考えられる。

つまり、情報通信技術の急速な発展が、情報処理やメディアにかかわるすべての分野に大きな影響を及ぼし、これまでのシステム（仕組み、体制）では、的確な対応ができなくなってきたことに起因すると考えられる。このため、政府は政策の立案により、環境の変化に対応しようとしている。企業は時代の流れに乗り遅れることのないように、社内の体制を整備し、活動を支えようとしている。このような動きが社会全般に見られることから、知的財産権の問題が大きくクローズアップされるようになってきたと思われる。

² インターリスク総研編（2002）p. 254 を参照のこと。

³ 大家（2003）pp. 10-40 を参照のこと。

⁴ 牧野（2003）pp. 190-195 を参照のこと。

⁵ 米国では、バイドール法によって、積極的に行われている。

情報技術の発展は、経済社会の変革に強い影響を及ぼしたが、個人生活においても豊かな暮らしに寄与するところが大きかったといえる。しかし、このようなすばらしい一面ばかりではない。便利な機器の普及により、知らないうちに他人の著作権を侵害しているといったことがある。事の重大性を認識することなく、私的使用のための複製（著作権法第30条）の範囲を超越して音楽テープやCDをコピーすることもあろう。それを助長するようなソフトウェアも密かに利用されている。これに加えて、新しい課題も次々に生まれてきた。インターネットの普及は、その特性にも関係するが、一国の特許では御することのできない問題も生じている。また、ビジネスモデル特許のように、これまで考えの及ばないテーマも、特許の対象となりうることとなった。このほか、アジア諸国で、日本製品のコピー商品が、堂々と販売されていることも、よく聞く話である。このように、知的財産に関して、今後解決しなければならない問題や、対処してゆかねばならない課題が、いたるところに山積しているのも事実なのである。

新しい問題であるが故に、管理体制が充分でなく、そのために生じた事件も多い。特に、最近多発している情報の漏洩事件や不正事件は、情報の活用など営業推進面に意識が傾き、情報の管理的側面に十分な配慮を欠いた結果から生じたものといえよう。

このように、技術進歩の享受できる利点に目を奪われ、影の部分に管理が及ばないところに、今日のマネジメントにおけるひとつの重要な課題があろう。また、経済活動のうえで、未整備な領域の諸問題についても、迅速な対応が各方面から期待されている。

このような知的財産権については、既に多くの論者が様々な考え方を提示しているが、多くの場合、特定の領域のみに集中していたり、総花的に記述していたりとまとまりがない場合が多い。

本稿では、このような反省をふまえ、知的財産権の権利の公開度合いを軸に3つの段階を想定し、典型的な3例を分析することでその全容に迫る。

まず、第1節では主として金融機関における事例をもとに、知的財産権をできるだけクローズな環境下でマネジメントする場合を検討する。このところ、金融機関でも知的財産管理に活発な動きが見られる一方で、情報漏洩事件が多発し、管理の強化が喫緊の課題となっている。次に、第2節では、知的財産権を課金公開する場合として、放送メディア産業(NHKアーカイブスの事例)を取り上げ、コンテンツ処理をめぐる著作権問題について論じ、放送コンテンツビジネスの今後を展望する。そして、第3節では、内容も権利も公開された事例として、オープンソースソフトウェアのライセンスと知的財産について考察する。

最後に、実務経験者、メディア産業論、経済学の各研究者との多様な視点からの分析を受け、知的財産権のマネジメントに関する新たな論点と課題を提示する。

第1節 経営における知的財産管理

1. 金融機関における知的財産管理

金融機関における知的財産との関わりについて、特に取り上げるとすれば、ソフトウェアの開発における特許出願のような積極的な経営戦略としての問題と、一方において、顧客情報の漏洩事件に伴う対策のような管理上の問題があげられよう。また、このような自社におけるマネジメントの課題とは別に、本来の業務を通じて、知的財産に焦点をあてた金融支援の問題がある。本稿では、これらについて概観し、当面の喫緊課題となっている企業秘密としての顧客情報について、管理上の所見を述べることにする。

1.1 既存財産の見直し

工業所有権や著作権などいわゆる知的財産権について、製造業では厳格な管理がこれまでも実施されていた。金融機関やサービス業においては、商標権や意匠権といった分野では関わりがあっても、特許や実用新案といった形で、組織的な活動を展開することは稀有のことであった。しかし、皆無ではなくて、ある業務のソフトウェア開発を行い、有効と判断されれば、情報企業（コンピュータ製造業やソフトウェアハウスなど）と共同して機器とあわせて販売を行うことがあった。この際、特許を取得しておくことが、営業面で望ましいとの結論が得られるならば、特許を出願することも行われていた。こうしたソフトウェアと機器は、親密な金融機関や系列中小金融機関などに販売され、利用されてきた。この結果、開発した金融機関においては、所要コストを少しでも回収できるメリットがあった。また、金融機関同士の一層密接な関係を維持するためにも有効と見られていた。情報企業は機器やソフトウェアの販売促進に繋がるとともに、これらの金融機関との友好関係を維持できることに意義を見出していた。こうしたケース以外には、事務コストを削減するための工夫を、実用新案として出願することも行われてきた。しかしながら、製造業における知的財産権にかかる組織的な対応とは、雲泥の差があったと考えられる。このような環境について大幅な見直しがなされたのは、やはりビジネスモデル特許が認められるようになってからといえよう⁶。

インターネットが、金融機関のデリバリーチャンネルとして用いられるようになり、この分野の活用方法が多角的に検討されることとなった。こうした活動の中で、新商品が次々に生まれ、特許出願にいたるものが増加してきた。また、金融派生商品の開発など、金融工学分野の商品についても、斬新なものが多数生まれており、こうした動きに拍車をかける形になっている。

一方、これまで開発してきたソフトウェア資産は莫大なものがあり、この時期に見直しを図ることも重要である。また、活用可能なものは特許を取得し、商品化することも必要

⁶ ヘンリー（2000）pp. 111-116 や、金融情報システムセンター（2000）pp. 472-473 を参照のこと。

である。見直しの過程で、不良資産と判断されるソフトウェアもあるはずであり、リストラといった意味だけでなく IT ガバナンスの観点からも、この機会に整理することが望まれる。歴史のある金融機関ほど、こうしたソフトウェアの不良資産も多いと考えられる。

1.2 経営戦略としての知的財産

一般に経営戦略として、企業が知的財産を活用する場合、その商品やシステムの特徴により左右される。一つは、企業秘密（トレード・シークレット）として、情報を公にしないで利益を独り占めにする考えがある。この場合、後発の企業に特許出願されるリスクがある。次に、特許を出願し、取得後の業務活動を有利に進める考え方である。アマゾン・ドット・コムの一クリック・オーダーやプライス・ラインの逆オークションのような市場を席捲するようなビジネスモデル特許は、日本の金融機関ではまだ見当たらないが、特許出願の件数も増加しており、今後の戦略的な動きのなかで大いに期待されているところである⁷。もうひとつは、知的財産を公共財として、広く社会に提供し活用を図ることも考えられる。公器としての役割も意識しておかねばならないケースもあろう。

また、知的財産に関する戦略や管理の状況はもとより、その価値を情報開示する動きがあり、知的財産報告書の形で前期（2004年3月期）に公表している企業も出てきた⁸。これまでの財務諸表記載事項に加えて、関連情報として開示する方向で世の中は動いている。評価をどのように進めるのか、手法の開示も必要になってくると思われる。いずれにしても、企業の資産価値を高めることは、企業イメージを高めることに繋がり、その意味でも今後さらなる検討が加えられることになろう。

なお、金融機関における知的財産を所管する部門は、総務や法務という既存の部門であるが、特許出願に直接関わる部門となれば、やはり、システム、商品開発、業務開発、事務企画という部門になろう。製造業の場合は、知的財産活用がその企業の業績に大きく反映されることから、特許を戦略手段として全社的に活用し、ロイヤルティ収入の増強や自社保有特許の抵触状況の把握など組織的な対応を従来から行ってきた。こうした部門の強化は、今後、金融機関においても漸次図られると考えられる。

一般的には、担当部署による知的財産の管理規程が制定されており、これに沿った処理が行われている。最近のように、持ち株会社組織になっている場合、グループ全体に及ぶ組織作りが必要である。なお、自社が保有している知的財産だけでなく、実施許諾や使用許諾のように、他社から契約により許容されている権利もあることを十分に管理しなければならない。担当部署においては、自社保有の知的財産と許諾を得ているものすべてを把

⁷ 金融情報システムセンター（2003）p. 158 を参照のこと。注目すべきは、日本の金融機関による出願件数が、平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月の 1 年間で、出願公開件数は 330 件と前年の 30 件を大幅に上回っていることである。

⁸ 旭化成・知的財産・技術情報センター（URL：<http://www.asahi-kasei.co.jp>）を参照のこと（2004 年 11 月 2 日閲覧）。2004 年 3 月期の知的財産報告書において、自社の知的財産戦略、組織、管理体制などが詳述されている。

握し、全職員に知的財産に対する認識を持たせることが肝要である。

また、当然のことながら、職員全員に職務上知りえた業務内容について、守秘義務を課すことになる。昨今のごとく、職員といっても、パートタイム、外部派遣社員、アルバイト、嘱託など様々であり、徹底した管理上の配慮が望まれる。現実の問題として、特許権の侵害や権利行使に際し、紛争のおこることが考えられる。この場合、規程のみに限定するのではなく、関係法令に定めるところを加味しながら、対応を図ることになる。

知的財産にかかる戦略は、特許出願などにより、営業活動を有利に展開する一面と同時に、侵害を防止するなど、管理的側面が重要な役割を担っている。このような組織作りが今後ますます重要になってくると思われる。

1.3 金融機能と知的財産権

金融機関独自の特許取得や知的財産管理とは異なる視点で、知的財産金融のテーマがある。知的財産を対象にした融資などにより、中小企業などを支援することが今後求められると考えられる。知的財産金融について、一般的には、①知的財産を担保に入れて融資を行う。②知的財産を証券化して流動化を図る。③知的財産を信託する等の方式がある⁹。

知的財産の担保は、音楽の著作権やアニメの著作権を担保にした事例はあるが、まだ少数である。担保の評価が困難で、かつ客観性にも乏しいという問題があり、経営コンサルタント会社や監査法人などの専門家の意見を聞くなどの必要があろう。不動産や有価証券のように、マーケットが無く、一般に担保処分が困難である。また、担保の査定において、優良担保として評価ができるかといった問題もある。この場合、資産査定における、引当との関係が出てくる。評価機関の設立が望まれている。

知的財産の証券化は、地上波テレビ放送権を流動化する事例などがある。これも評価が難しく、事務コストが大きく煩雑になるのが欠点である。会計処理も知的財産の売却か手元保有かにより、ケースバイケースの処理が必要である。

次に、知的財産信託は、今後期待されている方式といえる。現在の信託業法では、信託の引受できる財産には、特許権などの無形資産は入っていない（第4条）¹⁰。このため、知的財産の円滑な活用が促進できるように、何らかの制度上の整備が必要と考えられており、2004年10月の臨時国会において、一連の改正法案が提出される見通しである。そのような事態を展望して、すでに知的財産信託の検討が進められている。中小企業の特許権を信託して、未利用の特許権を活性化させようと、地域一体となって推進する動きもある。この分野での機能発揮に関して、今後の信託銀行にさらなる期待がかかっている。

また、損保業界においては、情報漏洩事件の多発や個人情報保護法の施行に伴い、個人

⁹ 朝日監査法人（2003）pp. 76-81 を参照のこと。

¹⁰ 信託業法第4条 信託会社は、左に掲げる財産以外のものの信託の引受けを為すことを得ず。1. 金銭 2. 有価証券 3. 金銭債権 4. 動産 5. 土地及びその定着物 6. 地上権及び土地の賃借権。

情報漏洩補償の保険を開発している。情報漏洩による、被害者への賠償金や、見舞金、弁護士費用などを補償するものである。企業の個人情報管理への関心が高まっており、企業の保険需要も出てくると考えられる¹¹。

このように、知的財産にからむ金融機能の活用が、今後、積極的に展開されることになると思われる。

2. 知的財産管理とセキュリティ

知的財産についての意識の高まりと共に、これにまつわる問題も生じている。問題解決のためには、セキュリティ・マネジメントの中で、コンプライアンスや個人情報管理を総合的に捉えていくことが、必要と考えられる。

2.1 コンプライアンス

金融機関における知的財産となると、最も注目されているのが、コンピュータ・システムに関するソフトウェアとそのプログラムである。前者のアイデアが認められるならば特許権として、後者は著作権で保護されることになる¹²。こうした保護を強化することにより、競争力を高めることにつながるとの認識から、組織的な体制の整備が進んでいる。

知的財産権が金融機関の経営に大きな影響を及ぼすものとして、その価値が再認識されたために、権利取得や保護に対する取り組みが強化されている。その対象が法務問題であることが多いため、コンプライアンス担当の部署が、これに関わることが一般的である。ただ、新しく特許などを取得する手続きよりも、既存のものの権利侵害に対する法的処置や、知らないうちに他者の権利を侵害している解決策などの方が悩ましい問題となる。このような場合、弁護士や弁理士の力を借りるのが得策といえる。

知的財産権についての意識の高まりは、一方において、知的財産リスクの発生をもたらしかねない。とくに、最近顕著な事例として、営業秘密である顧客情報が、外部に流失する事件が相次いで起きている(詳しくは3.1および3.2で後述する)。こうした営業秘密の不正な取得や使用行為は、不正競争防止法によって保護されているものの、そのような事態に至った信用の失墜と、顧客に与える迷惑や損害は計り知れないものがある。時あたかも2003年5月30日、個人情報保護法が公布された(2005年4月より全面施行)。すでに経済産業省では、企業などが保有する個人情報流失した際、法に触れるかどうかの基準について、具体的に示す指針を発表している。これによれば、情報セキュリティの対策を講じること、従業員や外部委託先への監督義務があることなどを法的、経営上の問題を明らかにしている。個人情報にかかるセキュリティの問題は、マネジメントの課題から、コ

¹¹ 日本経済新聞(2004年2月23日朝刊)を参照のこと。

¹² 稲垣(2003)p.72を参照のこと。

ンプライアンスの問題へとパラダイムの変換がなされたといえる。

2.2 リスク管理とマネジメント

金融機関を取り巻くリスクは、多様である。たとえば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、そして法務リスクなどがある。知的財産権そのものは法務の問題ではあるが、マネジメントの観点から見た場合、システム、事務・業務企画部門などとも密接な関係にある。知的財産の活用と管理を徹底させるために、担当を任された技術開発部門や法務部門といったところが、孤軍奮闘しても十分な成果を生むとは考えられない。全社員の意識改革と管理意識の高揚が望まれる。生産工程や環境問題への取り組みのために、ISO14000を取得することや、事務処理体制の整備についてISO9000シリーズを取得するといったことが、これまで、マネジメントの課題とされてきた。そのことが、営業活動に役立つほか、社会貢献に寄与する手段となっている。また、事務管理の厳正化にも有効であった。つまり、取得を通じて、工程や事務処理の流れのなかで、無駄が排除されるなど標準化が進み、社内の管理体制が整備されることになった。

情報セキュリティに関しても、BS7799 認証制度や ISMS 適合性評価制度による認証を取得することが奨励されている。もとより認証を取得することが目的ではなく、この作業を通じて、社員全員のセキュリティ・マインドを高めるとともに、管理体制を強固なものにする狙いがある。情報漏洩事件が、セキュリティ問題に警鐘を鳴らすことになったが、個人情報保護法の制定により、コンプライアンスの課題となってきたところに今後着目しなければならない。このような状況下で、プライバシーマーク制度が評価されている。これは、日本情報処理開発協会（JIPDEC）が、JIS Q 15001 に適合して電子計算機処理に係る個人情報の適切な保護のための体制を整備している事業者に対し、その申請に基づき、その旨の認定、およびそれを示すプライバシーマークの付与を行う制度である。他のマネジメントシステムと併用して運用されることが望まれている¹³。

3. リスクの事例にみる課題

メーカにおける知的財産管理には長い歴史があるが、金融機関やサービス業においては、立ち上がりが遅かったこともあり、この分野での係争事件として、製造業において国際的に繰り広げられるような重大なものは現時点では見られない。また、米国でのステート・ストリート銀行事件のように、ビジネスモデル特許の発端になったような係争事件も見当たらない。むしろ、知的財産管理の観点というよりも、セキュリティ管理の問題として、しばしば取り上げられている情報漏洩事件があげられよう。企業秘密（個人情報）の漏洩

¹³ 稲垣（2003）第3部、北岡（2003）第11章を参照のこと。

であれば、知的財産にかかる問題となるが、この場合、セキュリティ問題であるとか知的財産の管理問題であるとか識別することに、実務的な意味があるわけではない。ここではセキュリティ管理のなかでの知的財産にからむものとして取り上げておきたい。

3.1 情報の漏洩

企業秘密であるはずの顧客情報が外部に流失する事例が後を絶たず、表 1 にまとめた。なお、表 1 の作成後においても、さらに、いくつかの情報漏洩事件が発生しているが、ここでは省略する。

表 1 最近の主な情報漏洩事件

企業名	発生または発見時期	流失規模	備考
ローソン	2003 年 6 月	56 万人	委託先システムより流失
日本信販	2003 年 8 月	2,391 人	経路不明
三洋信販	2004 年 1 月	最大 200 人	経路不明
ヤフーBB	2004 年 2 月	451 万人分	恐喝未遂事件に関与
トマト銀行	2004 年 3 月	1,651 人分	
ジャパネットたかた	2004 年 3 月	最大 66 万人分	経路不明
山口銀行	2004 年 3 月	405 人分	
シティバンク銀行	2004 年 3 月	12 万口座分	警備会社の磁気テープ搬送中紛失
中央三井信託銀行	2004 年 6 月	493 人分	嘱託社員の資料紛失

注 1. 日本経済新聞 2004 年 2 月 25 日、3 月 21 日、4 月 21 日などから作成。

注 2. 金融機関ならびにサービス業の事件をまとめている。ただし、ヤフーBB については、参考として記述している。

外部に流失する原因には、過失によるものと意図的なものがある。前者には、本来ならば持ち出してはならない顧客情報をカバンに入れて持ち出し、電車内に置き忘れて紛失したケースがある。パソコンの安易な廃棄処理も問題を引き起こすことがある。後者には、意図的に情報を取り出し、外部の情報業者に販売するケースである。アウトソーシングの普及に伴い、外部の技術者の管理にも十分な配慮が必要となっている。コンピュータ周辺の業務委託にも、適切な管理が望まれる。今後は、個人情報保護法との関連もあり、どのような管理をしてきたかということが問われることになる。

なお、技術的な要因については、ハッカーによる高度な技術を用いたシステムへの侵入のケースは少なく、むしろ、杜撰なセキュリティ管理に起因するケースの方が多い。例えば、管理責任者の不在や、アクセス権限の絞込みができていないことが原因となっている。

さらに、システム部門の専門性や特殊性を考慮して、経営者がすべてを任せっきりにしていることも、原因の一つになっている。往々にして、専門家は自らの技術に自信過剰となり、他人の意見に耳を貸さないことがある。技術者としては優秀であっても、マネジメント能力については、見劣りすることもある。また、技術進歩をフォローすることには熱心であっても、管理業務には興味を示さないこともある。こうしたことから、第三者や外部からのシステムおよびセキュリティに関する監査が必要となる。

3.2 企業内の情報管理

コンピュータ・システムと周辺業務のアウトソーシング化が進み、情報の漏洩や不正利用の発生原因になっているケースが見られる。たとえば、①社員と外部社員との意識の差がある場合、②人事管理が外部社員にまで十分に及ばない場合、③アウトソーサにすべてを丸投げしている場合、④営業推進に力を注ぎ、内部管理が疎かになっている場合、⑤システム監査などが機能していない場合などの結果、発生したと考えられる。今後、この分野の管理を強化していくための重要な課題である。

また、リストラの推進の結果、早期退職者や転職者が増加している。一方、中途採用やパートタイム、アルバイト、派遣社員などの混然とした体制での業務処理が一般化してきた。前者においては、雇用中に知り得た企業秘密について、他に持ち込むことのないよう在職中に契約を取り交わすことが望まれる。後者についても、同様の契約は必要であるが、職種によって対応のあり方が異なると思われる。情報の流失の多くが人的要因にあることから、かかる管理がますます重要になってくると考えられる。

4. 経営分野での今後の課題

上記をもとに事件の要因を整理すれば、およそ次の諸点に要約される。①情報技術の進歩と不整合な管理、②経営者の理解と責任体制の整備、③複雑化する人事管理、④諸規定の見直しと教育、⑤アウトソーシングの普及と管理があげられる。これらを踏まえて、以下に対応策をまとめたい。

4.1 組織体制の整備

何よりもまず組織体制を見直さなければならない。この場合、経営者自らがすべてのプロジェクトに参画することが望まれる。経営者が関心のあるテーマに社員は鋭敏である。また、社員全体の意識を高める意味でも必要と思われる。

具体的には、情報の漏洩やデータの破壊などを、未然に防ぐセキュリティ体制を整えることが何よりも望まれる。そのためには、コンピュータ室の入退室管理、パソコン管理、パスワード管理、マニュアルの整備、データベースの管理ルールなど、いわゆるセキュリ

ティ対策に万全を期することが必要である。技術的な問題になるので、責任者に具体的な指示を委任しなければならないが、実施状況の報告を求めるなど、関心を払うことが肝要である。この際、顧客情報データベースの管理や個人情報保護指針の管理などのテーマは、情報セキュリティとあわせて、総合的に管理することが望まれる。知的財産の管理は、何も特別なものではないことを、周知徹底させることが望まれる。このために、管理責任者を定め、責任体制を明確にするとともに、全社的な取り組みを推進することが期待される。

また、平素の業務活動のなかで、知らないうちに知的財産権を侵害することないように、万全な体制をとることも必要である。知らなかったということは、許されないことである。特許庁の公報のチェックも欠かせず、弁理士との密接な連携が不可欠であろう。

4.2 厳正な人事管理と教育

企業・組織の社内規程は、職員が十分に消化できるものでなければならない。基本的な就業規則や事務指針から、知的財産管理規程、個人情報保護規程¹⁴、セキュリティポリシーとセキュリティ・マニュアル、コンプライアンス・マニュアル、ISO やプライバシーマークの取得と遵守規程など、職員が守らねばならぬ規程が実に多く、表2にまとめた。

表2. 主要な規定類と所管部門の関係事例

	法務	事務	システム	業務	人事
就業規則	○				◎
事務手続	○	◎	○	○	
知的財産管理規定	◎	○	◎	○	
個人情報管理規定	◎	◎	◎	○	
セキュリティ・マニュアル	○	○	◎		
ISO 遵守規定		◎		○	
サービスマーク維持規定	○	◎	○	◎	
危機管理マニュアル	◎	○	◎	○	
コンプライアンス・マニュアル	◎	○		○	○

注 ◎は、主担当または主として関わっていく部門。○は、主ではないが関係する部門を表している。ただし、組織によって多少担当も異なるので、一事例として整理した。

¹⁴ 個人情報保護のための、コンプライアンス・プログラム体系をみると、個人情報保護指針のもとに、保護規定、管理規則、文書・記録管理規則、教育・訓練管理規則、内部監査規則、情報システム管理規則などが策定されることになる。それぞれの規定等に、細則が伴うので膨大な管理規定集となる。

これらの規程類には、さらに管理実務のための細則がある。したがって、こうしたものを、体系的かつ総合的に再編成することが望まれる。編集することが目的ではなく、職員全員が日常使いやすいものにするとともに、徹底を図るための教育に、一工夫が必要と思われる。

近年、アウトソーシングや雇用体制が多様化してきたことから、ますます人事管理が困難になっている。雇用時の契約条項に盛り込んで、後の事態に備えることは当然としても、さらに保険などでカバーすることもひとつの対策であろう。人事の流動化が進み、一層管理が複雑になりつつある。時代の趨勢である以上、致し方ないとして、これの管理手法を学んでいくことが求められている。リストラの推進が、効率化や経費削減を追い求めた結果、人の気持や各人の生活問題などを等閑にしたところが、マイナスに働いている部分もあるかと思われる。今一度、見直さねばならない時期が必ず来るとと思われる。

一方、社内における特許取得者に対する褒賞や処遇問題も、一部の製造業では訴訟事件にまでなっている。企業におけるこうしたルールや指針についても、ようやく方向が見えてきた。このような問題についても、知的財産を企業として積極的に活用しようとするならば、それを奨励する観点からも、明確な社内規定が必要と考えられる。人材の囲い込みか開放か、知的財産管理の観点からもそのつど慎重な判断が必要となろう。

本節ではアウトソーシングはあるものの、基本的には閉じた中での権利関係を中心に述べてきた。次節ではそれをふまえて知的財産権をさらに多くの顧客を対象に公開する場合の検討を行う。

第2節 放送メディア産業における放送コンテンツの知的財産マネジメント

1. はじめに

この節では、放送コンテンツ¹⁵の著作権処理・保存管理・流通を、知的財産マネジメントと捉え、放送コンテンツ配信ビジネスの発展可能性について、放送コンテンツの保存管理及び著作権処理と、その流通（配信ビジネス）を中心に調査¹⁶したことを報告する。

2. 放送コンテンツの保存管理及び著作権処理

2.1 放送コンテンツの保存・管理～NHK アーカイブスの事例～

テレビ放送の開始から50年目の2003年2月1日、埼玉県と川口市が開発を進めているSKIPシティ¹⁷に、NHK アーカイブス¹⁸がオープンした。NHK アーカイブスとは、NHKがこれまで放送してきた番組に対して、時代を記録した歴史的に価値の高い映像・資料であると評価して、東京都渋谷区にあるNHK放送センターの映像ライブラリで一元的に保存・管理してきたが、手狭となったため、新たな保存・管理の場所として設立された¹⁹。

2002年3月現在で、NHKが東京管理分のみで保存・管理する放送コンテンツは、①ビデオテープ（49万4,000本）、②フィルム（23万7,000本）、③放送台本（7,750冊）があり、年間利用数は27万1,000本である。記録媒体も1インチ、D3、HD5、ベータカム、HDカム、3/4VC、フィルム、試写用ベータ、試写用S-VHS、ハイビジョン1インチ、PMA、1/2M2と多岐に渡る²⁰。NHKアーカイブスにはこの内59万本が収納され、残りは使用頻度の高い放送コンテンツとしてNHK放送センターに保存・管理されている。記録媒体は、制作年代の古いものはテープやフィルム形式で、最近のものはデジタルテープ形式で保存されている。また、番組の内容をより充実させるために使用する資料は、①図書17万3,000冊、②考証資料20万5,000冊、③CD25万4,000枚、④レコード34万1,000枚、⑤楽譜・

¹⁵ 本稿では、放送コンテンツを「放送番組そのものや、放送番組の制作に必要な映像素材やオリジナルの音楽など、放送のために用いられるコンテンツ全般を指す」と定義する。なお、放送コンテンツは、著作権法でいう「映画の著作物」に該当する。

¹⁶ なお、増本が2003年3月6日・7日の両日に日本放送協会（以下、NHKという）・日本ケーブルテレビ連盟が主催した「ケーブルテレビ経営セミナー」のNHKアーカイブスの見学会に参加し、そこで見学・インタビューをベースにしている。

¹⁷ SKIPとは、Saitama Kawaguchi Intelligent Parkの略で、埼玉県と川口市がNHKの旧川口ラジオ大電力放送所の跡地（約15ヘクタール）を再開発し、「さいたま新産業拠点」として、映像産業の集積と振興を目指す地域のことである。

¹⁸ アーカイブス（archives）とは本来、公文書保管所や記録保管所、公記録保管所という意味である。

¹⁹ 東京以外の地方局は、各局が独自にライブラリを管理している。

²⁰ 木田（2003）p.3を参照のこと。

解説書 11 万 3,000 冊、⑥録音テープ 7 万 6,000 本、⑦写真 115 万点が保存・管理されている²¹。

データ件数で示せば、①映像データ 135 万件、②図書・雑誌 22 万 3,000 件、③音楽 CD 222 万 4,000 件、④写真 38 万 3,000 点で、映像データベースの利用回数は年間 76 万回である²²。保有ソフトの総数は 73 万 1,000 本で、番組タイトル数は 22 万 9,000 本、ニュース映像項目は 371 万項目（東京 88 万項目／地域 283 万項目）を保存・管理している。

NHK アーカイブスの建設の目的は 3 つあり、①伝える、②活かす、③公開することである²³。①は、これまで NHK が制作してきた映像を資産として次世代に伝えることで、国民共有の文化的資産として一元的に保存・管理し、継承していくことである。②は、放送を中心に多様な形で展開をし、蓄積した放送コンテンツを貴重な経営資源として活用し、豊かで多彩な番組作りに生かしていくことである。③は、保存・管理された放送コンテンツの公開と社会への還元を目指し、無料の「番組公開ライブラリ」や、副次収入の増加も目指した 2 次利用によって広く社会に還元していくことである。

2.2 保存・管理された放送コンテンツの利用～NHK アーカイブスの事例～

従来はビデオテープで保存するしかなく、放送コンテンツに関するデータベースも未整理であった。また、放送機材の VTR テープが非常に高価で、何度も上書きして使用していたため、その頃の映像はほとんど保存されていない。NHK を例にとれば、放送コンテンツを新たな制作で用いる場合、制作スタッフは検索用データベースの専用端末が設置されている部屋まで行き、端末を操作して希望するテープを探し、タイトルとその簡単な内容を説明した文章から判断して、希望するものを手書きで伝票に書く。さらに、希望するテープが手元に届くのに 1 日かかる。このように、テープを出すだけで煩わしい手間がかかる上に、実際に内容を見るには、コピーリソースを予約し、マスターテープからダビングしなければならなかった。

今日では、上述した作業を自分のノート型パソコンを操作し、ブラウザを介して web 上で行うことができる。NHK アーカイブスと NHK 放送センターの間には、4Gbps の IP 回線（光ファイバ）²⁴で接続されており、過去の番組や報道用素材、資料などの映像をデジタル化して保存し、検索用データベースに蓄積されたメタデータ（属性情報）と連動させて PC 上で映像データを検索・プレビューできるシステムを構築している。以下に、その操作方法を簡単に述べる。

まず、NHK 放送センターのパソコンから NHK アーカイブスのデータベースに接続し、

²¹ *ibid.*, p.2

²² *ibid.*, p.4

²³ *ibid.*, p.2

²⁴ この回線の性能は、ハイビジョン映像（60Mbps）4 系統と、通常映像（50Mbps）4 系統の 8 系統を同時に送信することを可能とする。

希望する放送コンテンツに関するキーワードを入れて検索する。検索で出てきた映像の内容は、文字情報や、MPEG4（低画質かつ高圧縮率の映像の配信を目的とした映像データの圧縮方式の1つ）形式の参照用動画、サムネイル（多数の大きい画像を一覧表示するために、それらの画像の縦横の比率を縮小かつ画像圧縮した画像）のついた番組構成表などが絵コンテ（どのような動画を制作するのかを説明するために、どのシーンに、どんな台詞や効果音、BGMを入れ、誰がどんな動きをし、それらが何秒間続くのかについて、絵と文章で書き記したもの）のフォーマットでブラウザ上に表示され、使用音楽や映像素材の利用条件などを記録した著作権情報をカットごとに確認できる。

次に、NHKの番組内で使われた映像や資料のサムネイルが表示され、著作権者の氏名や連絡先、著作権保護の期間などの情報を参照することができる。希望する放送コンテンツを選び、リクエストすればNHKアーカイブスの方に情報が行く。

そして、NHKアーカイブスでは、そのリクエストに基づき、テープを保管棚から探す。リクエストしたテープが見つければ、そのテープをビデオカートにセットする。その後は、自動的にテープがセットされ、MPEG2-TS形式（60Mbpsでハイビジョン映像と同等）でエンコードされた映像情報がIP回線を経由して放送センターに向けてデジタル送信が始まり、送信されてきた映像情報をテープにコピーし、リクエストした者にそのテープを渡す。

このように、最近では、検索にかかる時間と手間を大幅に減らすことができ、希望する放送コンテンツのコピーも迅速かつ容易に入手できるため、現在の番組に昔の映像を挿入することは容易となった。現在のところ、多くの番組はテープやフィルム形式で保存されているが、デジタルでの保存形式の規格が決まれば、サーバ上のデータとして保存することも考えられる。

2.3 放送コンテンツの著作権処理～著作権法と契約の活用～

2.3.1 放送コンテンツの著作権法での位置づけ

放送コンテンツは、著作権法では、「映画の著作物」に該当する。それは、映像（動画）という表現手法によって、著作者の思想や感情を創作的に表現した著作物を総称する概念である。著作権法第10条で、著作物を例示したものの中に「映画の著作物」が挙げられている。さらに、同法第2条第3項では映画の著作物には「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする」と明記した。判例でも、1999年10月7日に大阪地方裁判所は「多数の静止映像を映写幕、ブラウン管、液晶画面に連続して順次投影して、眼球内に生ずる残像映像を利用して『映画』と類似した動きのある視覚的效果又はこれに加えて映像に音声をシンクロナイズさせるという視聴覚的效果をもって表現される表現物」という同じ趣旨の判断を示した²⁵。また、同法第16条で「映画の著作物の著作者」、同法第29条で「映画の著作物

²⁵ 判例時報1699号48頁

の著作権の帰属」、同法第 54 条で「映画の著作物の保護期間」を設けて特例の扱いをしている。そして、支分権として同法第 26 条で「頒布権」を設けている。これらは、他の著作物とは異なる扱いを行い、映画の著作物とそれ以外の映像の著作物（例えば放送番組や TVCM など）とを区別していることを明確に表している。

1970 年に改正される前の著作権法（明治三十二年三月四日法律第三十九号のことで、以下、旧著作権法という）では、映画の著作物について特に定義規定を設けてはいない。しかし、映画の著作権について、旧著作権法第 22 条ノ 3 では「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸、学術又ハ美術ノ範囲ニ属スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス」と規定した。さらに、その保護期間を「獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条及第九条ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第二十三条ノ規定ヲ適用ス」と規定し、獨創性を有する場合は 30 年間の保護を与え、獨創性を欠く場合は 10 年間の保護を与えた。このことに関しては、ベルヌ条約²⁶第 2 条第 1 項では、文学的及び美術的著作物に、映画の著作物を明記し、「映画に類似する方法で表現された著作物を含む」と定義した。また、旧著作権法とは異なり、その映画の著作物の獨創性の有無を問うてはいない。

2.3.2 「放送面」での著作権法の規定

著作権法には、「映画の著作物の著作権の帰属」を定めた第 29 条第 2 項と、「放送事業者等による一時的固定」を定めた第 44 条があり、これらは地上波放送を念頭においた「放送」に関する規定である。

まず、第 29 条第 2 項は、放送に必要な範囲の著作権を譲渡するという合意が推測されており、これを放送権等の法定譲渡として立法化している。ただし、この規定は強制法規ではないため、これと異なる契約は自由であり、かつ有効となる。放送局は放送コンテンツを制作するが、それは映画の著作物に該当する。よって、同条第 1 項の適用も考えられるが、共同制作の問題が発生し、著作権処理が複雑になるため、放送局はこの適用よりも同条第 2 項の適用を好む。第 29 条は、権利の帰属に関する規定であるから、どの範囲で帰属するかは契約による。しかしながら、同条第 1 項や第 2 項のいずれにも該当することは、法律の前提からしてあり得ず、どちらかの適用となる。なお、同条第 2 項及び第 3 項は特例とされ、同条第 1 項に優先する。

一方、第 44 条では、放送局は自己の放送のために一時的固定ができるとされる。また、必要があればそれを公的記録保存所に保管できるとされる。一時的固定とはいえ、既成の

²⁶ ベルヌ条約とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の 1971 年 7 月 24 日のパリ条約のことを指し、世界規模で著作権を保護する条約のことである。その名の示す通り、元来、この条約の対象となった著作物は「文学的及び美術的著作物」であり、紙メディアが中心であった。しかし、レコードや映画、テレビ、ラジオなどの新しいメディアが誕生し、それにマッチさせるためにベルヌ条約は改正し続け、今日に至っている。

著作物を前提とした録音・録画に対する複製権の制限を規定しているが、何らかの記録媒体に固定することで、自己の放送のための一時的固定に関する複製権の処理を免除していることになる。そもそも、一時的とは録音・録画後 6 ヶ月以内とされ、その期間内に放送がなされた場合は、放送後 6 ヶ月と起算する。ただし、1 回目の再放送から 6 ヶ月を経過すれば、複製権の権利処理をしなければならない²⁷。

なお、記録保存所は NHK の記録保存所、民放連の記録保存所と、おのおのが政令で場所を指定され、民放連の記録保存所の支所が民放各局にあるということになっており、番組保存委員会がそれぞれ設けられている。各放送局にある番組保存委員会が番組を残すか否かについて検討を行うけれども、記録保存所において保存できるということであって、それが直ちに使用可能な状態にあるわけではない。保存するだけで、使う際には、新たに著作権処理が必要となる。

このように、この条文が規定された当時は、インターネットというコンピュータ・ネットワークが存在せず、著作権法の想定外であった。このため、web 上で放送コンテンツを配信することを前提とせず、地上波放送のみを前提としていた。なお、地上波放送が無線で各世帯に電波が届く²⁸ように、CATV は有線で各世帯に届くことを前提としており、著作権法第 2 条第 9 項の 2 で「同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信」と規定している。そのため、有線で各世帯に配信される放送が「通信」のように思えても、著作権法上は「放送」として扱われる。

2.3.3 「通信面」での著作権法の規定

技術的には、放送コンテンツを web 上で配信することは可能である。今後、映像素材を系列局と共有することや、web を利用した NHK 以外の外部者への一般公開も可能になる。IPv6²⁹の技術を用いることにより、個々のパソコンや携帯電話を特定し、課金することも可能となる。しかし、著作権法やこれまでの放送局の著作権処理が想定していたものは「放送」までであって、「通信」を含んではいない。通信では、著作権法第 23 条に公衆送信権や送信可能化権を規定してはいるが、デジタルコンテンツの流通に関する規定であり、放送局が行う著作権処理とは異なる。また著作権法第 68 条に、文化庁長官の裁定による許諾が取れない公表された著作物の放送するに関する規定があり、この規定を通信の方に適用することができれば、通信での著作権処理は大幅に進むが、現在、その適用は不可能であり、通信にまで広げる可能性もない。そのため、新たに著作権処理をしなくてはならず、

²⁷ 阿部 (1998) p.154 を参照のこと。

²⁸ 著作権法第 2 条第 8 項の規定では、放送を「公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう」と規定している。

²⁹ IPv6 とは、Internet Protocol Version 6 の略で、IP アドレスの数が膨大になる。そのため、例えば、自宅の冷蔵庫やテレビなどの家庭用電器製品も、インターネットを経由して、外から携帯電話で制御できるようになる。また、セキュリティに関するさまざまな機能が強化されることになる。

放送コンテンツの配信は大きなビジネスチャンスであるために、明確な著作権処理ルールは未整備のままではあるが、いわゆる「人海戦術」で著作権処理を行っており、現在では放送コンテンツの著作権処理に力を注いできている。

上述した NHK アーカイブスの番組公開ライブラリで無料視聴できる放送コンテンツは NHK の施設で NHK の職員が立ち会いのもと公開するという条件で、著作権処理を行っている。その形式は NHK アーカイブスを配信元とし、NHK 放送センターや NHK 大阪放送局、NHK 名古屋放送局などの NHK の関連施設に設置された各番組公開ライブラリの端末を配信先とするため、他のサーバに分散して置くことができないようになっている。その理由として、やはり、通信で行う配信での著作権処理のルールがまだ確定しておらず、著作権者に支払うべき対価の額も、収益の分配ルールも決まっていないことがあげられる。

2.3.4 契約の活用

上述したように、インターネットやブロードバンド化したコンピュータ・ネットワークの登場は、著作権法が整備された当時からして想定外のことであった。さらに、ブロードバンド環境下でのストリーミングによる放送コンテンツの配信までを著作権法でカバーすることは困難である。そのため、文化審議会著作権分科会は、「「契約」に関わる法制の改正について」と題した「契約」で著作権法の想定外をカバーする方針を打ち出した³⁰。つまり、著作権法はベース（基盤）であり、細かい箇所については「契約」によって、当事者間の意思で交渉を行い、事業者同士にとってメリットを生み出す契約にすればよいということになる。このことは、各産業における契約に関わる商習慣・慣行が、著作権法で規定された条項の内容よりも優先することを意味し、著作権法もその運用をしている。

3. 放送コンテンツの流通

3.1 放送コンテンツの配信ビジネスの現状

NHK が制度的・組織的に放送コンテンツを保存するべく行動を始めたのは 1981 年からである。CDN (Contents Delivery Network) が話題となり、ブロードバンドの黎明期であった 1990 年代後半の日本社会において、放送コンテンツを web 上で配信するには、複雑な著作権処理が必要で、その手間やコストに見合うだけの収入がとて見込めなかった。

しかし、NHK は、平成 14 年度の計画に、すでに放送した放送番組の二次利用や関連情報をインターネットで利用する方針を表明している。ここで問題となっているのも、web 上での放送コンテンツの利用に関する著作権処理と、収益の分配に関するルールがないことである。現状として、NHK が 2 次利用として検討しているコンテンツは、各種のニュー

³⁰ 詳しくは http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/021203d.htm を参照のこと（2004 年 7 月 7 日閲覧）。

ス及び気象情報と、番組で利用した文字情報や動画、音声情報といった著作権処理の少ない、契約ベースで放送できるものである。公共放送たる NHK ということで、義務教育期間で教える内容を扱った学校教育番組や福祉情報番組などの公共性が高い番組は、これを進めることになる。その理由として、それぞれの教育・福祉施設においての時間割が異なり、全国一律同時に放送を視聴することは視聴者側からは不可能であり、これこそ、VOD (Video on Demand) や NVOD (Near Video on Demand) で対処すべきことであろう。

商業ベースの一例として、2004年5月26日、NHKは自社制作かつストリーミング配信を可能とする著作権処理が完了した放送番組を KDDI、ビー・ビー・ケーブル、ジュピターテレコム の 3 社に提供することを決めた³¹。配信の対象となっている放送番組には「その時歴史が動いた」や「プロジェクト X」、「御宿かわせみ」、「大地の子」などがあげられ、1 番組は 150 円から 290 円 (税込み) で購入できる。

一方で、NHK の放送コンテンツのブロードバンド配信は、NHK を肥大化させるだけでなく、広告放送を主体とする民放を圧迫することになると反対する意見もある。しかし、NHK は放送法第 9 条第 3 項第 1 号において、「保有する施設又は設備 (協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものを含む。) を一般の利用に供し」てもよいとされている。よって、通信面での著作権処理が完了した放送コンテンツを保存したデータベースを NHK アーカイブス以外の各地方局に設置し、KDDI、ビー・ビー・ケーブル、ジュピターテレコム の 3 社が提供するサービスを経由させることで、この条項は正当に適用されよう。

NHK と提携をしたのは、トレソウラで民放 3 社が独自に行っていたことに対抗して、NHK を選んだことで、NHK ならではの公共性の高い番組と、民放とは違った視聴者層の取り込みを図ったと考えられる。また、上述したように NHK は著作権を買い取るので、著作権情報を十分に管理できていたために、配信に必要な著作権処理を進めていることが大きな要因といえよう。さらに、NHK の視聴者は 50 歳以上が多く、平成 16 年版の情報通信白書によれば、60 歳以上が最もインターネット利用の増加率が高く、年代別でもインターネット利用率の変化も、50~59 歳では 53.1% (平成 14 年度末) から 62.6% (平成 15 年度末) へ、60 歳以上では 16.2% (平成 14 年度末) から 21.6% (平成 15 年度末) へと、それぞれ上昇しており、高齢者層で利用率の増加率が高くなっている³²。また、ブロードバンド月額提供料金は世界で最も低廉であり、回線の速度も高速に部類される³³。

これらの事実が追い風となって、配信による視聴者数が増加すれば、視聴者に対応して放送コンテンツの内容を拡充することができる。NHK が持つ豊富な放送コンテンツの中から、随時、配信のための著作権処理を完了させ、提供することで、視聴者のさらなる拡大

³¹ <http://www.nikkei.co.jp/news/sangyo/20040526AT1D2608326052004.html> (2004 年 7 月 7 日閲覧)。

³² “情報通信白書” (平成 16 年版) の p.39 を参照のこと。

³³ *ibid*, p.6

を望める。このことは、配信できる放送コンテンツの数を増加させ、ネットワーク外部性のポジティブ・フィードバックをも期待できる。

ただし、このサービスは一時的なビジネス（商用トライアル）であり、ストリーミング技術を用いた VOD での視聴需要をある程度は把握できるであろうが、著作権処理が完了した放送コンテンツと、対価を払ってでも見たいというニーズとがマッチするかは不明であり、トレソーラ³⁴の二の舞になる可能性がある。

3.2 NHK の放送コンテンツを使用することへの批判と心理学的側面

NHK が製作した放送番組は、視聴者の受信料で製作されているのだから、本放送以降は無料、もしくは低料金（例えば、見たい放送番組をビデオテープにダビングするよう依頼する場合は、そのビデオテープの代金や、依頼者への郵送料のみ）で視聴者に提供されるべきであるという意見もある³⁵。そのため、配信された放送コンテンツが不正にコピーされる可能性がある³⁶。もし、NHK の放送コンテンツが有料で配信されることに反対する者がそのコピーを手に入ればどうなるか。放送コンテンツを配信してもらう契約を結んでいないため、売買契約が成立していないばかりか、著作権侵害であり、不当利得と考えられる。また、放送コンテンツはデジタル化されているために、コピーに必要なコストはゼロに限りなく近い。このようになれば、当然のことながら、著作権侵害を取り締まり、著作権保護を主張するようになる。

心理学では、「嫌いな人の支持することを支持しないことが、バランス理論で説明され、ある範囲で実証的に示されている。著作者が著作権保護を主張すれば著作権侵害は少なくなる可能性もあるが、著作者への評価を下げることで逆に著作者への反感や著作物の不買も考えられるため、人間の心理的側面である評価や好悪について考える必要がある³⁷」と考えることができる。このことから、NHK の放送コンテンツが有料で配信されることに反対する者は、嫌いな人（特殊法人）たる NHK が著作権保護を支持するならば、著作権保護を

³⁴ トレソーラとは、TBS・フジテレビ・テレビ朝日の3社が共同して、1980～1990年代の人気番組を web 経由で配信するサービスである。「放送」に関する著作権処理はできているのだが、「通信」に関する著作権処理に手間がかかり、ユーザの興味を高めたものの、それを維持できなかった。さらに、ストリーミング配信で視聴するユーザが限られていることから、実験レベルに留まっていると考えられる。

³⁵ 例えば、2000年6月18日、東京女子大学で開催された情報通信学会で議論された。

³⁶ セーブポイント有限会社代表取締役の宮本賢二氏によると、「ストリーミング配信であっても、バケット化されて送信されてくる以上、タグが存在する。そのため、あるソフトを使用すれば、そのタグと映像部分をキャッシュとハードディスクとで同期させながら保存することが可能である」と、増本の面接調査で語った。

³⁷ 2004年9月16日、関西大学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センターのリサーチ・アシスタントである水谷聡秀氏が、長岡・増本・上田に示唆を与えた内容を、増本が集約した。

支持せず、著作権侵害を奨励するような行為³⁸を行うだろう。

一方で、著作権保護を主張し、著作権侵害に対して断固たる姿勢を示せば、不法コピーの動画を、①zip や lzh 形式で圧縮する、②exe 形式で実行・展開する、③ファイル分割ソフトで分割する、④ファイル形式偽造ソフトでデータ内容を偽装した後で拡張子を変更する等の行為により、多種多様な技術や手間隙をかけてでも、著作権侵害を探すロボット（プログラム）を誤魔化そうとするだろう。そのため、よりアンダーグラウンドに潜行するため、摘発が困難になる可能性もある。従って、心理学からの見地を用いて、著作権侵害者の心理について考え、効果的な著作権侵害抑止策を見出す必要があるだろう。

3.3 放送コンテンツの配信ビジネスの今後

一般的に、放送コンテンツのブロードバンド配信サービスのように、web を通してデジタルコンテンツを提供するビジネスは、参入障壁が低く、容易に取り組むことができる反面、ブラウザ上でビジネスを展開するために、そのアイデアを盛り込んだビジネス手法が容易にコピーされてしまう可能性が高く、競合者も多くなる。もともと限界費用がゼロと考えられ、競争者が真似をし、同様なデジタルコンテンツの提供を行えば、利益は直ちになくなってしまう。そのために、ビジネスモデル特許で、そのビジネス手法を保護する必要があり、重要な役割を果たすべきなのだが、現在では、ビジネスモデル特許として認められる可能性は極めて低いであろう。

しかし、放送コンテンツ自体の提供で競合者を排除できる。なぜならば、放送コンテンツは放送局や番組制作会社が所有していることが多く、NHK の場合は放送のために必要な製作・著作に関するすべての著作権を NHK が買い取り、民放の場合は NHK のように買い取る場合と、放映権³⁹のみを買い取る場合があるため、提供される放送コンテンツを所有する側との契約が急所を押さえることになる。それは、契約において、配信ビジネスを行う特定の企業・組織のみに放送コンテンツを提供するとなれば、その契約を履行するための結果として、競合者に提供されることはない。

つまり、放送コンテンツを持つコンテンツホルダーたる放送局や番組制作会社の間で、競合者を排除する契約を締結できれば、自然と高い参入障壁ができ、競合者は新規参入が難しくなる。

³⁸ 例えば、無料のサーバの容量に、不法コピーした NHK の放送コンテンツをアップロードし、自由にダウンロードできる状態することや、Winny や WinMX などの P2P ソフトの検索にヒットしやすいフラッグを付ける行為である。

³⁹ 放映権とは、地上波放送でその局、もしくはその局及びその系列各局（ネットワーク局）で放送することを認める権利であり、買い取る場合と比較して、安いコストで放送ができる。これは、ハリウッド映画を地上波放送する際によく用いられるやり方である。

4. コンテンツ流通の問題と課題

放送コンテンツのブロードバンド環境下における配信に関しては、放送コンテンツが記録保存所で「保存」されていても直ちに「使用」できるわけではなく、「放送」での著作権処理が完了していても「通信」での著作権処理は完了していない。しかし、放送コンテンツの配信は大きなビジネスチャンスであり、明確な著作権処理のルールは未整備のままではあるが、いわゆる「人海戦術」で著作権処理を行っており、今後の新たな収入源とすべく、力を注いでいる。また、ブロードバンドの普及とともに、コンテンツホルダーが所有する放送コンテンツの利用価値に気づき、2次利用に前向きな理解を示すようになってきた。さらに、JASRAC（日本音楽著作権協会）などの著作権の仲介業務をサービスする企業・組織も、放送コンテンツの配信に関するルールと収益の配分比率について協議を行い始めている。

このように、放送コンテンツを配信するビジネスは、ブロードバンド環境下の現代日本社会において、大きなビジネスチャンスとなり得るであろう。放送局や番組制作会社がブロードバンドで一般公開を可能とする著作権処理を行い、放送コンテンツを広く提供することで、デジタルコンテンツビジネスが成長・成熟していくことになる。

本節にあるような知的財産管理のビジネスが成長している一方で、オープンソースソフトウェアやクロスライセンス契約などの事例に見られるようにソフトウェアの知的財産権を広範に共有しようという動きがある。次節ではこのようなさらにオープンな環境下での知的財産権管理をライセンスの分析を中心に分析を進める。

第3節 オープンソフトウェアのライセンスと知的財産権

1. はじめに

近年、Linux の普及をはじめとして、オープンソースソフトウェアの開発と利用が徐々に浸透してきている。しかし、「オープンソースソフトウェア」の利用は、単に無料ソフトウェアの利用ではなく、各種ライセンスの使用許諾に基づいた知的資源の利用である。

そこで、ビジネス利用を開始するに際し、各種ライセンスの意味する内容を十分に理解する必要がある。ここでは、既存のオープンソースソフトウェアのライセンスを二次利用の観点から3種類に分類整理し、付随する義務と二次利用の制限を検討する。

次いで、意外にも、最もビジネスに向きそうにない GPL 型が、オープンソースソフトウェアのライセンスとしてはシェアが大きく、実は、知的生産性を高める潜在能力を持っていることを論証する。

最後に、従来から行われている知的財産権の保護以外にも、ボランタリーな方法論を伴わないビジネススペースの知的資源生産の誘発が可能であることを示す。

2. オープンソースソフトウェアとはなにか

オープンソースソフトウェアの定義とそのライセンスが複数あり、非互換性が使用上、問題になっている。しかし、一般的な理解では GPL を想定すればいいことを示す。

2.1 FSF と OSI

1985 年に Stallman らが設立した FSF (Free software Foundation) は「Free Software」という概念を作った。これが、一般に言われる「Open Source Software」に対する最初の⁴⁰定義である。その定義はソースコードの公開を前提とし、3つの自由⁴¹に表現されている。

- ・プログラム実行の自由 (第0の自由)
- ・研究と修正の自由 (第1の自由)
- ・再頒布の自由 (第2の自由)
- ・改良点を発表する自由 (第3の自由)

一方、Lessig らが設立した OSI (Open Source Initiative) は、「Free Software」の概念を明確にし、実用的な表現にすべく 1998 年に「Open Source Software」という概念⁴²を提

⁴⁰ Stallman et al. (2002) を参照。

⁴¹ <http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

⁴² Lessig (2001) を参照。なお、Lessig は「Creative Commons」で権利共有による創造

示した。その定義は、以下に挙げる 10 項目からなる OSD(Open Source Definition)⁴³と呼ばれる。

- ・ 自由な再頒布
- ・ ソースコードの公開
- ・ 派生ソフトウェアの同一ライセンス下での頒布
- ・ 作者のソースコードの完全性
- ・ 個人やグループに対する差別の禁止
- ・ 利用する分野に対する差別の禁止
- ・ ライセンスの分配
- ・ 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
- ・ ライセンスの技術中立性

これらから、オープンソースソフトウェアを再定義すると、無償で、1) 公開され、2) 複製可能、3) 改変可能、4) 誰でも頒布可能であるソフトウェアと解釈⁴⁴してよいだろう。

2.2 オープンソースソフトウェアのライセンス

オープンソースソフトウェアのライセンスは多数存在するが、上記 2 機関による認定が公表されている。OSI はライセンス作成者からの請求があり OSD に矛盾していなければ、そのライセンスをオープンソースライセンスと認定し、公表している。一方、FSF はオープンソースソフトウェア(フリーソフトウェア)を、フリーソフトウェア、GPL(GNU General Public License)互換、GPL 非互換に分けてライセンスを評価している。GPL に関しては、次に譲る。ライセンスの数をまとめたのが、次の表である。

表 1. オープンソースライセンスの数

OSI 認定	○	○	○	×	×	×
GPL 互換	○	×	×	○	×	×
Free Software	○	○	×	○	○	×
ライセンス数	15	18	27	14	15	18
総計						107

* ヴァージョンが複数ある場合に二重計算が行われている。

出典: *FSF* と *OSI* のホームページより作成

性向上も述べている。

⁴³ <http://www.opensource.org/docs/definition.php>

⁴⁴ 上田ほか (2004) によれば、統計的にはより単純な分類法が可能であることを指摘している。

ここから分かるのは、オープンソースソフトウェアの微妙な点でのライセンス非互換性であり、まだ標準的なライセンスが確立していないことである。なお、OSI か FSF のいずれかがオープンソースライセンスと認めた 89 ライセンスのうち、OSI 認定の 30%は FSF がフリーソフトウェアと認めず、32%のフリーソフトウェアは OSI 認定を受けていない。

2.3 GPL ライセンス

FSF はフリーソフトウェアの一大プロジェクトである GNU プロジェクトのために GPL というライセンスを考案した。これには、従来からのフリーソフトウェアの条件に加え、広範なライセンス継承義務を明示しているところに特徴がある。すなわち、GPL で提供されているソフトウェアに改変を行った場合、その派生物も含め GPL の条件で公開する義務を主張している。GPL に問題⁴⁵はあるものの、實際上、オープンソフトウェアの開発には GPL が用いられている。

オープンソフトウェアの開発を登録している SourceForge.net⁴⁶によると、2004 年 7 月時点で全登録数は 53,495 プロジェクトで、その採用ライセンスは図 1 のようになっている。

図 1. オープンソースライセンスの採用状況(2004/7)



出典: SourceForge.net より作成

総登録プロジェクトのうち、71% (実数: 37,751、以下同様に記載) が GPL を採用している。次いで、LGPL が 11% (5,873)、BSD が 7% (3,853)、Artistic License が 2% (1,141)、MIT License が 2% (949) となっており、圧倒的に GPL が採用されている。なお、BERLIOS

⁴⁵ これに関しては各国の法制度との整合性が十分に検討されていないため、有効性に関しては議論の余地がある。詳細は SOFTIC (2003) を参照。

⁴⁶ <http://sourceforge.net/>

によると、2003年1月時点では25,120プロジェクトがGPLを採用している。

以上より、一見、雑多なライセンスがあるように見えるオープンソースソフトウェアはその大半がGPLを採用している。よって、GPLを代表的なライセンス⁴⁷として論じる。

3. オープンソースソフトウェアと知的財産権

ここでは、オープンソースソフトウェアの経済性をその代表的ライセンスに求め、従来のソフトウェアが直面している知的所有権問題を考察する。

3.1 オープンソースソフトウェアの経済性

「オープンソースソフトウェアの経済性」という場合、多くの論者はその無償配布に理由を求める。しかし、単なる無償ソフトであれば、フリーソフトのように以前から存在したが、必ずしも経済的に成功しているソフトは多くない。前節で議論したとおり、GPLの下、頒布されるオープンソースソフトウェアには、改変・追加したプログラムも同様にGPLで公開されるため、ソフトウェアユーザが増加するとプログラムが強化されるというネットワーク外部性が存在する点に注目すべきである。

すなわち、多くのソフトウェアのコスト要因となる頒布費用、コピープロテクト費用、メンテナンス開発費用がほぼゼロになるということである。これは、経済学でいう交渉費用(transaction costs)がほとんど発生しないということである。

これは営利企業にとっても重要なことである。高度にセキュリティの要する紙幣判定プログラムなど一部の分野を除けば、交渉費用は大きな費用となる。かつて、ハードウェアの値崩れが生じ、多くのコンピュータメーカーが組み立てを外注してマーケティングやシステムインテグレーションといったその他付加価値の高い分野にシフトした。

同様に、ソフトウェアも自社開発を諦め、汎用的な他社製を使うようになった現在では、信頼性さえ確保すれば、オープンソースソフトウェアでもクローズドソフトウェアでも機能として十分であれば、全く違いはない。現に、松下やソニーといった大手情報家電メーカーでさえ、情報家電用OSに米MontaVista社の組み込みLinuxを用いはじめている。

ゆえに、各産業の基盤となる部分のソフトウェアではもはや、競争がさほど意味をなさなくなっている場合、あるいは、かつてのように標準化競争に費用と人材を消耗するのを避けたい場合、オープンソースソフトウェアの採用はかなり、経済的な選択肢であろう。

3.2 オープンソースソフトウェアの経済性

Shapiro and Varian(1998)が指摘しているとおり、デジタル財は劣化のない複製が容易で

⁴⁷ 詳細は Ueda (2005) を参照。

ある。そのため、違法な複製を防止するには費用がかさむ。しかし、彼らの計算によると、先進国においては、違法コピーが市場を席卷することはなく、逆にコピープロテクト費用の方が大きい場合があるので、最適水準以上にコピープロテクト費用をかけない方がよいとしている。

一般に、経済学では、完全競争状態において、価格は限界費用、すなわち、あと一つ余分に生産する費用に一致する。ゆえに、ソフトウェアのように初期投資が膨大で生産にさほど費用がかからない場合、価格は容易にゼロに近づく。

ゆえに、競争になる前の独占状態の市場において、独占価格で収益を上げるしか投資を回収する方法がない。なぜならば、競争のない winner takes all の世界と完全競争の価格がほぼゼロの世界という極端な場合に収束するからである。これでは参入機会はなく、市場が早晩崩壊する。

以上が供給者の論理である。一方、消費者の論理では、使用できるソフトウェアの数はできるだけ多く、その価格はできるだけ抑えられているのが望ましい。これら 2 つの要求を同時に満たす市場設計と整合的な知的財産権の設定が求められる。すでに Benkler(2002)によって、Coase(1937)の取引費用論と Demsetz(1967)の特許権の議論が、オープンソースソフトウェアの開発モデルに援用できることを示している。

もし、供給者が少ない場合は、クロスライセンス契約によって、共通基盤部分を無償にすることで供給費用を抑え、付加部分で競争するという方法もある。これは、VHS 方式のビデオ、CD-ROM など音楽・映像分野で採用された方法である。

しかし、供給者も消費者も多様であれば、クロスライセンス契約の合意はかなり困難であり、市場における競争にゆだねるしかないが、デファクトとなった基準を作った企業に多くの利益が得られるような構造になる。

ゆえに、基盤としてのオープンソースソフトウェアはこのような場合、有効である。Linux の世界では営利企業と大学、そしてコミュニティが協業する組織として OSDL⁴⁸がある。ここには、IBM、NEC、Cisco Systems、Intel、Ericsson、Turbo Linux など日米欧の主要企業が多く資金を投じて Linux の開発を行いその GPL により、参加者だけでなく、社会全体にそのアウトプットを還元している。

このようなコンソーシアム方式は、数少ない例外ではなく、今後も情報家電や携帯電話の基盤開発では採用される可能性が高い。

4. オープンソースソフトウェアの今後と課題

ここでは、オープンソースソフトウェアのライセンスを分析することで、そのネットワ

⁴⁸ <http://www.osdl.org/>

ーク外部性と基盤への応用可能性があることを示した。その上で、知的財産権の課題である違法コピー問題がオープンソースソフトウェアにより、解決できる可能性を示した。

また、Web サーバには従来から多くのオープンソースソフトウェアが採用されてきているが、組み込みやトロンと Linux の協業といった直接、目には見えないインフラ部分で日常生活にもオープンソースソフトウェアが徐々に浸透してきている。

とはいえ、日本においては、単純なオープンソース拒否に始まり、企業文化や明確なインタフェースを伴ったモジュール化の遅れによりオープンソースソフトウェア導入は、欧米に比べるとまだ開始途上である。さらに、Linux に限っていえば、事情はあるとはいえ、経済産業省の推奨があっても政府による採用率は中国やペルーよりも低いのも事実である。

知的財産権のマネジメントの展望と課題

本稿では、知的財産権の権利の公開度合いを軸に、クローズ、課金（部分）公開、オープン の 3 つの典型事例を分析した。

まず、第 1 節では、「経営における知的財産管理」と題して、①ソフトウェアの開発における特許出願のような積極的な経営戦略、②顧客情報の漏洩事件に伴う対策、③知的財産に焦点をあてた金融支援という 3 つの問題について述べた。

①に関しては、ソフトウェアの法的保護は、名和（1990、1993）が述べているように、主として 1980 年代から議論が行われ、特許として特許法で保護するのではなく、著作権として著作権法で保護するとして、現在に至っている。しかし、今日では、排他的権利として強力な特許で保護しようとする動きもある。

一方で、②と③に関しては、前者は、昨今の顧客情報の管理に、個人情報の保護として各省庁がガイドラインを策定・公表し、社団法人日本人材派遣協会などの民間では独自にガイドラインを策定している。後者は、朝日監査法人（2003）が言及してはいるが、まだまだ開発途上の分野であり、知的財産の資産算定（資産価値、証券化、投資信託など）を監査の観点から論じてはいるが、知的財産権・権利処理という法的観点からの考察も必要となろう。

次に、第 2 節では、「放送メディア産業における放送コンテンツの知的財産マネジメント」と題して、NHK アーカイブスを事例に、放送局の現場での現状や、放送コンテンツの著作権処理についての問題を取り上げて述べた。木田（2003）や半田（2003）のように、それぞれが少しずつ現状や問題点を指摘してはいるが、本節では、それらに言及しつつ、著作権法の抱える問題点を明らかにした。さらに、今後のブロードバンド時代における放送コンテンツの配信ビジネスの発展可能性にまで言及した。

最後に、第 3 節では、「オープンソフトウェアのライセンスと知的財産権」と題して、オープンソースソフトウェアのライセンスを分析し、その知見から、そのネットワーク外部性と基盤への応用可能性があることを示した。かつ、知的財産権の課題である違法コピー問題がオープンソースソフトウェアにより、解決できる可能性を示した。

これらの 3 つの分析から、知的財産権のマネジメントに関して、大きな示唆が得られた。すなわち、クローズドな環境では、その貴重さゆえ、知的財産権の占有を確保するために大きな代償を払っており、管理に多大な費用をかけている。ついで、課金（部分）公開の場合は、利用に関しては広く公開されているため知的財産権の利用料は低く抑えられている反面、関係者が多いためインフラ投資や不正利用防止のスキームに費用と問題を抱えている。また、オープンな環境の場合、特にオープンソースソフトウェアは使用・改変・再配布が円滑に行われているため費用面での問題は小さいが開発費用回収や創作・改善へのインセンティブに工夫が必要である。

本稿では必ずしもこれらを再統合する「知的財産権の統合的なマネジメント手法」を十

分には提示できてはいないが、本稿の分析をふまえ、総合的に捉え、マネジメントしていくかが今後の重要な課題である。そのためには、先述の研究会では心理学からの見地も必要であることが分かってきた。客観的な事実を積み重ねていくために、知的財産の資産価値の算定や、著作権侵害の取り締まりへのコストの問題などにも取り組む必要があり、今後も本論文をふまえた学際的な共同研究が必要となるといえよう。

謝辞

第 2 節では、関西大学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センターの研究者・アシスタントである水谷聡秀氏と、セーブポイント有限会社代表取締役の宮本賢二氏から示唆に富む情報をご提供頂いた。ここに記して謝す。

参考文献（著者 ABC 順）

- [1] 阿部浩二編著（1998）、『音楽・映像著作権の研究』、学際図書出版。
- [2] 朝日監査法人（2003）、『知的財産マネジメント』、東洋経済新報社。
- [3] Benkler, Y. (2002) 'Coase's Penguin, or Linux and the Nature of the Firm' *The Yale Law Journal* Vol. 112 369.
- [4] BERLIOS, 'Open-Source-Lizenzen' OpenFact die Open-Source-Wissensdatenbank, 2003.
- [5] Coase, R. H. (1937). The Nature of the Firm. *Economica* 4 386.
- [6] Demsetz, H. (1967). Toward a Theory of Property Rights. *American Economic Review*. 57 347.
- [7] 半田正夫編（2003）『半田ゼミのデジタル時代の著作権法』、青山学院大学法学部半田正夫ゼミナール。
- [8] 判例時報刊行会（1999）、『判例時報 1699 号』、日本評論新社。
- [9] ヘンリー幸田（2000）、『ビジネスモデル特許』、日刊工業新聞社。
- [10] 稲垣隆一編（2003）、『個人情報保護法と企業対応』、清文社。
- [11] インターリスク総研編（2002）、『実践リスクマネジメント』、経済法令研究会。
- [12] 木田実（2003）、「NHK アーカイブスの役割と今後の活動について～デジタル時代の戦略拠点をめざして～」、日本放送協会・日本ケーブルテレビ連盟『デジタル時代のコンテンツと著作権』、pp. 1～16。
- [13] 北岡弘章（2003）、『個人情報保護と対策』、日経 BP 社。
- [14] 金融情報システムセンター編（2000）、『金融情報システム白書』、財経詳報社。

- [15] 金融情報システムセンター編 (2003)、『金融情報システム白書』、財経詳報社。
- [16] Lessig, L. (2001). *The Future of Ideas: The Fate of the Commons in a Connected World*. Random House.
- [17] 牧野和夫 (2003)、『情報知的財産権』、日本経済新聞。
- [18] 名和小太郎 (1993)、『知的財産権』、日本経済新聞社。
- [19] 名和小太郎 (1990)、『技術標準対知的所有権』、中公新書。
- [20] 大家重夫 (2003)、『著作権を確立した人々』、成文堂。
- [21] 社団法人著作権情報センター (2003)、『著作権関係法令集(平成 15 年版)』、社団法人著作権情報センター。
- [22] Shapiro, C. and Varian, H. (1998), *Information Rules: A Strategic Guide to the Network Economy* Harvard Business Press.
- [23] 総務省編 (2003)、『情報通信白書(平成 15 年度版)』、ぎょうせい。
- [24] 総務省編 (2004)、『情報通信白書(平成 16 年度版)』、ぎょうせい。
- [25] Stallman, R. et al. (2002), *Free Software, Free Society: Selected Essays of Richard M. Stallman*, Free Software Foundation.
- [26] Ueda, M. (2005), Licenses of Open Source Software and their Economic Values, *IEEE SAINT 2005 Proceedings* (Printing).
- [27] 上田昌史、柚木孝裕、沖田正樹、小笠原圭、斎藤孝、岡建吾、林英俊 (2004) 「オープンソースライセンスの統計分析」、関西オープンソース 2004 配付資料。
- [28] 財団法人関西社会経済研究所・京都大学大学院経済学研究科附属プロジェクトセンター(2002)、「ブロードバンド時代の「関西の発展戦略」」、財団法人関西社会経済研究所。
- [29] 財団法人ソフトウェア情報センター (2003)、「オープンソースソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドライン」、SOFTIC。